

弔意規程

制定 平成 23 年 9 月 20 日

改正 平成 25 年 7 月 16 日

(適用範囲)

第 1 条 この規程は、会員の弔事があつて本支部に連絡があつたときは本規程によって弔意を表することを定める。

(運用)

第 2 条 運用は次による。

1. 会員が死亡したときは弔電または弔文を供える。
2. 本支部の発展に貢献したと認められる会員が死亡したときは、1、に規定するもののほか生花を供する等につき、そのつど支部長が決定する。

(付則)

1. この規程の改廃は、幹事会で審議・決定する。
2. この規程は平成 23 年 9 月 20 日より実施する。